

農地中間管理事業に係る賃料徴収・支払等の事務取扱い

(目的)

第1条 この事務取扱いは、鹿児島県農地中間管理機構（以下「機構」という。）が行う農地中間管理事業に係る貸借農用地等賃料の徴収・支払事務及び未収金・未払金等の取扱いについて定めるものとする。

(徴収)

第2条 農地中間管理事業に係る賃料の請求については、別紙様式（口座振替案内又は請求書）により利用権設定約定納入日の2週間前までに、機構が受け手へ送付するものとする。

2 賃料の徴収は、約定納入日に、受け手が指定（口座振替届出書による。）した口座より、口座振替（自動引落とし）をするものとする。

なお、「口座振替届出書」を未提出の受け手については、約定納入日までに、各自、機構の指定する口座へ振込むものとする。

3 受け手の解約（解除）時の賃料については、貸借期間が1年に満たない場合であっても1年分の賃料（出し手も同時に解約する場合を除く）を第1項と同様の取扱いにて請求を行い、第2項と同様の取扱いにて徴収するものとする。

(納入方法の変更措置)

第3条 機構は、災害その他やむを得ない事由のため、賃料の約定納入日までに賃料の納入をすることができない受け手から、賃料納入期限変更申出兼履行誓約書による納入期限の変更申出又は分割による相談があったときは、申出人の営農状況や、市町村又は農業委員会の意見等を勘案し、やむを得ないと認められる場合に限り承認するものとする。

2 機構は、約定納入日までに賃料の納入ができなかった受け手（以下、「未納者」という。）から、納入方法について相談があった場合は、市町村及び農業委員会と協議の上、納入方法の変更を承認することができるものとする。

(再請求書・督促状及び遅延損害金の徴収)

第4条 約定納入日までに納入がない賃料等（以下「未収金」という。）に対して年利10.95%の遅延損害金（遅延損害金が100円未満の場合には免除する）を加算して、翌月初旬に再請求書を送付するものとする。

なお、再請求書を送付しても月内に入金がない場合は、5回を限度として毎月上旬に督促状を送付するものとする。

2 再請求書・督促状は、機構が未納者へ送付するとともに、当該市町村等へその旨を通知するものとする。

(催告審査会の開催)

第5条 約定納入日から6か月を経過しても納入がない未納者について、催告審査会を開催して納入を促すための対応策を定めるものとする。

なお、催告審査会は毎年5月、9月、1月に開催するものとする。

(納入を促すための対応の実施)

第6条 催告審査会で定めた納入を促すための対応として、契約の解除や法的手続きを行うことの事前通知や解除の予告通知などを行うものとする。また、併せて、未納者に電話や面談を行い、納入を促すものとする。

2 前項の通知は、機構が直接未納者へ送付するとともに、当該市町村等へその旨を通知するものとする。

(契約の解除)

第7条 前条の解除の予告通知によっても納入がなく、未収期間が1年を経過した場合や、利用権設定等の条文に違背したときは、市町村及び農業委員会等と事前に調整して、農用地の利用権に係る契約の解除を県知事に承認申請するものとする。

2 解除の承認がなされたら別紙様式（農用地等の利用権に係る契約の解除について（通知））を機構が未納者と当該市町村及び農業委員会へ送付するものとする。

(催告書)

第8条 農用地等の解除等で債権元本額が確定しており、かつ、賃料の納入がない場合においては、内容証明郵便による催告書を送付するものとする。

また、催告書の補足文書として別紙様式（滞納賃料等の確認について）を送付する。

2 内容証明郵便による催告書の納入期限は、催告書到着後10日以内とする。

3 催告書等は、機構が未納者へ送付するとともに、当該市町村等へその旨を通知するものとする。

(法的措置)

第9条 前条の催告書による未納賃料等について、納入期限を経過してもなお何ら意思表示のない場合は、納入する意思がないものとみなし、市町村等へ連絡し、管轄裁判所に訴訟申立の手続きを執ることができるものとする。

なお、次のような場合は、強制執行の申立を検討することとする。

(1) 判決後、相手方がなおも賃料等の納入を履行しないとき。

(2) 起訴前の和解、又は裁判上の和解をした場合において、和解の条項に違反したとき。

(3) その他関係法令等に違反したとき。

(支払)

第10条 農地中間管理事業に係る賃料の支払については、別紙様式（農用地等賃料送金通知書）を、利用権設定約定支払日までに、機構が出し手へ送付するものとする。

2 賃料の支払は、約定支払日までに、出し手が指定した口座へ振り込むものとする。

(未払解消のための市町村等への依頼)

第11条 未払が発生した場合は、継承の手続き等、未払解消のために必要な手続きを市町村等に依頼するものとする。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この事務取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

なお、従前の農地中間管理事業に係る賃借料徴収事務処理要領は廃止する。